

○御嵩町通話録音装置貸与事業実施要綱

平成27年11月12日

訓令甲第31号

改正 平成28年 3 月31日訓令甲第14号

(趣旨)

第1条 この要綱は、通話録音装置（以下「装置」という。）の警告メッセージ及び録音データの活用等により、振り込め詐欺等の特殊詐欺による被害を未然に防止するために行う装置の貸与について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 貸与の対象者は、町内に住所を有する65歳以上の者（以下「高齢者」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ひとり暮らしの者
- (2) 高齢者のみで構成される世帯に属する者
- (3) 日中において、前2号のいずれかに該当することが常態である者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認めるもの

(利用の申請及び決定)

第3条 装置を利用しようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、通話録音装置利用申請書（別記様式第1号）により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で装置の利用の可否について決定し、通話録音装置利用承認（不承認）通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により装置の利用を承認した者（以下「利用者」という。）について、通話録音装置利用者台帳（別記様式第3号）を作成し、保管するものとする。

(装置の貸与)

第4条 町長は、利用者に対し、次に掲げる物品（以下「装置等」という。）を貸与するものとする。

- (1) 装置本体
- (2) ACアダプタ
- (3) 電話機接続用モジュラーケーブル
- (4) 取扱説明書

(装置の使用及び管理)

第5条 利用者は、貸与された装置等を善良な管理者としての注意義務をもって使用し、及び管理しなければならない。

2 利用者は、貸与された装置等を譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。

3 利用者は、貸与された装置等を損傷し、又は滅失した場合は、直ちに町長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

(録音データの取扱い)

第6条 町長は、必要と認めるときは、利用者からその同意を得て、装置に保存さ

れた録音データの提供を求めることができる。

(変更及び利用中止の届出)

第7条 利用者は、第3条第1項の申請書の内容に変更があったときは、速やかに通話録音装置利用変更届出書（別記様式第4号）を町長に届け出なければならない。

2 利用者は、装置を利用する必要がなくなったときは、通話録音装置利用中止届（別記様式第5号）を町長に届け出なければならない。

(利用の取消し)

第8条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、装置の利用の承認を取り消し、通話録音装置利用取消通知書（別記様式第6号）により当該利用者に通知するものとする。ただし、通知前に装置等が返還されたときは、通知を省略することができる。

(1) 利用者が死亡したとき。

(2) 利用者が第2条に規定する対象者に該当しないと認められるとき。

(3) 前条第2項の届出があったとき。

(4) 利用者が第5条の規定に違反していると認められるとき。

(装置等の返還)

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに町長に装置等を返還しなければならない。

(1) 前条の規定により装置の利用を取り消されたとき。

(2) 第7条第2項に規定する通話録音装置利用中止届を提出したとき。

2 利用者は、前項の規定により装置を返還するときは、当該装置に保存された録音データを消去しなければならない。

(費用負担)

第10条 利用者は、次に掲げる費用を負担するものとする。

(1) 装置の損傷による修理又は滅失による弁償に要する費用（利用者の故意又は重大な過失により修理又は弁償を要するものに限る。）

(2) 装置の利用に係る電気料及び通信料

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年訓令甲第14号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。